

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令請求事件

原告 134名

被告 国

被告第3準備書面

平成25年12月18日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

被告指定代理人

伊藤 清隆

山本 剛

大西 一彰

坂本 和寛

安部 勝

松島 太

大橋 広志

大黒 淳子

木太 淳一

谷口 弘美

吉 田 隆 一

林 史 則

鶴 園 孝 夫

依 田 圭 司

堀 口 晋

石 森 博 行

松 原 崇 弘

新 垣 琢 磨

伊 藤 彩 菜

市 村 知 也

布 田 洋 史

澤 田 智 宏

大 野 佳 史

小 林 勝

渡 邊 桂 一

牧 野 祐 也

第1	訴え変更後の請求の趣旨に対する答弁	4
第2	本案前の答弁の理由	4
1	はじめに	4
2	使用停止命令がされないことにより「重大な損害を生ずるおそれ」がないこと	5
3	原告らの原告適格	8
第3	訴え変更後の請求原因に対する認否	12
1	「第1 法の改正と安全審査のための基準」について	12
2	「第2 設置許可基準規則第4条違反（地震による損傷防止）」について	13
3	「第3 制御棒挿入性」について	18
4	「第4 F-6 破砕帯は活断層でないとの判断は出ていない。」について	23
5	「第5 大飯3・4号機は津波に関する設置許可基準・維持基準を満たしていない」について	35
6	「第6 義務付け訴訟」（47ないし49ページ）について	40
第4	被告の今後の主張予定	40

被告は、本準備書面において、原告らの平成25年9月19日付け訴えの変更申立書(以下「訴え変更申立書」という。)による変更後の請求の趣旨に対して答弁した上、本案前の答弁の理由を述べ、変更後の請求原因に対して現時点で可能な限り認否する。

略語は、新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 訴え変更後の請求の趣旨に対する答弁

1 本案前の答弁

- (1) 本件各訴えをいずれも却下する
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする

2 本案の答弁

- (1) 原告らの請求をいずれも棄却する
 - (2) 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 はじめに

原告らは、訴え変更申立書において、①関西電力は地震動の評価を誤っており、その結果、本件各原子炉施設における多くの重要な機器設備が要求されるべき耐震性を満たしていないことから、実用発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。）4条1項及び2項違反である（訴え変更申立書第2章第2・4ないし9ページ）、②地震が生じた場合における本件各原子炉の制御棒挿入性は、設置許可基準規則において要求される評価基準値である「2.2秒以内」を満たしておらず、設置許可基準規則4条3項違反である（同章第3・9ないし14ページ）、③本件各原子炉施設の敷地内に

存在する「F-6 破砕帯」は、耐震設計上考慮すべき活断層であり、設置許可基準規則 3 条 3 項違反である（同章第 4・14 ないし 37 ページ）、④関西電力が行った「基準津波」の策定方法が誤っており、設置許可基準規則 5 条及び実用発電用原子炉施設の技術基準に関する規則（平成 25 年 6 月 28 日付け原子力規制委員会規則第 6 号。以下「技術基準規則」という。）6 条違反である（同章第 5・37 ないし 47 ページ）などと主張して、被告に対し、原子力規制委員会が関西電力に対して、改正原子炉等規制法 43 条の 3 の 2 3 第 1 項に基づき、本件各原子炉施設の使用停止命令をすることの義務付けを求めている。

このような原子炉施設の使用停止命令の発令については、法令に基づく申請権はないから、原告らの訴えは、いわゆる非申請型の義務付けの訴え（行訴法 3 条 6 項 1 号）に該当する。そして、原告らには使用停止命令がされないことにより「重大な損害を生ずるおそれ」（行訴法 37 条の 2 第 1 項）はなく（後記 2）、また、原告らにはいまだ原告適格（同条 3 項）を認めることができないから（後記 3）、本件各訴えは不適法として却下を免れない。

2 使用停止命令がされないことにより「重大な損害を生ずるおそれ」がないこと

(1) 答弁書第 2 の 4 (1) (14 ないし 17 ページ) で述べたとおり、「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれ」があるといえるためには、まず、「一定の処分」と「重大な損害」との間に、当該処分を行うことによりそれを回避することができるような関係がなければならず、また、その「損害」は、行政庁が第一次的判断権を行使する前に当該処分をすべきことを命ずる方法によるのでなければ救済を受けることが困難であるといった、義務付けの訴えによる救済の具体的な必要性が高い場合に限られるべきである上、「おそれ」については、抽象的なものでは足りず、処分がされない場合に重大な損害が生じる具体的・現実的な危険性が存在することが認められることを要する。これらを基礎づける事情は、訴訟要件に関するもので

あるから、その主張立証責任は原告が負う。

そして、答弁書第2の4(3)(25ないし31ページ)及び被告第1準備書面第3(27ないし39ページ)で述べたとおり、原告らには「重大な損害を生ずるおそれ」があるとは認められない。これらに加え、本件各原子炉施設については、以下に述べるとおり、「重大な損害」が生ずる現実的・具体的な危険があるということはできないから、「重大な損害を生ずるおそれ」があるとは認められない。

- (2) 本件各原子炉施設については、原子力規制委員会の委員2名が担当して、平成25年4月19日から同年6月24日までの間、14回にわたり、大飯発電所3、4号機の現状に関する評価会合(以下「現状評価会合」という。)が開催されたほか、同年6月15日に現状評価会合の現地調査が実施された結果、平成25年7月3日付け「関西電力(株)大飯発電所3号機及び4号機の現状評価書」(乙第35号証。以下「現状評価書」という。)が取りまとめられた(なお、現状評価会合は、設置許可基準規則及び技術基準規則等(同規則の解釈やガイドも含む。以下、これらを総称して「新規制基準」という。)への適合性そのものを判断するものではないが、原子力規制委員会が、科学的、技術的見地から議論した結果として十分な合理性を備えているものであることはいうまでもない。)

現状評価会合は、新規制基準施行時点で稼働中の原子炉施設について、新規制基準施行までに同基準をどのくらい満たしているかを把握するために行われたものであり(乙第35号証4ページ)、本件各原子炉施設の耐震評価、耐津波評価、その他の外部事象に対する評価、内部事象に対する評価、重大事故対策に関する評価等に関し、新規制基準に照らして現状評価を行い、その結論として、直ちに安全上重大な問題が生じるものではないと判断した(同号証44ページ)。

すなわち、現状評価会合は、まず、耐震設計評価について、耐震設計方針

及び当初の基準地震動（最大加速度振幅700ガル）に対する耐震強度等評価の考え方とその結果を確認した上、3連動による基準地震動（9波、最大加速度振幅759ガル）が同評価結果に及ぼす影響を評価する際の考え方とその結果を確認し、直ちに安全上重大な問題が生じるものではないと評価した（同号証44、45ページ。なお、3連動地震動については、飽くまで「小浜湾内における深部に至る地質・地質構造が把握されていない現段階」において「安全側の対応として」評価されたものである（同号証8ページ）。）。また、耐津波設計評価についても、新規制基準において具体化及び強化された要求事項を踏まえ、取水・放水施設、地下部等からの津波の流入防止、浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策等に係る設計方針、浸水防止設備及び津波監視設備に係る設計方針及び設計方法を確認したほか、追加検討された基準津波による施設への影響を評価した結果、施設の安全性が確保されることを確認したとして、安全上重大な問題があるものではないと評価した（同号証45ページ）。

次に、現状評価会合は、内部事象に対する評価について、いくつかの点において、新規制基準に照らして要求を満たしていない点があるものの、平成25年6月末時点の施設等の状況及び当面講じられる対策を踏まえれば、直ちに安全上重大な問題が生じるものではないと評価し（同ページ）、重大事故対策に関する評価について、重大事故対策のため、設備、体制、手順等の整備状況、これらの有効性を確認したところ、当初、関西電力が示した重大事故対策について、新規制基準に照らして不十分な点がいくつか認められたが、評価の過程を通じて新たな対策が追加されたため、新規制基準に照らした要求を満たしているものと評価した（同号証46ページ）。

このように、現状評価会合は、本件各原子炉施設について、耐震評価、耐津波評価、その他の外部事象の評価、内部事象に対する評価、重大事故対策等に関する評価をした結果、本件各原子炉施設には安全上重大な問題はない

と評価しているのであるから、使用停止命令がされないことにより「重大な損害」が生ずる現実的・具体的危険があるということとはできない。

3 原告らの原告適格

- (1) 答弁書第2の6(1)(33及び34ページ)で述べたとおり、非申請型の義務付けの訴えは、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めることにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる(行訴法37条の2第3項)。

この処分の義務付けを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分がされないことにより自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分がされないことによりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の義務付けの訴えにおける原告適格を有するものというべきである。

- (2) 本件では、改正原子炉等規制法43条の3の23第1項の解釈が問題となるところ、同項は、原子炉施設の設置許可基準について定める同法43条の3の6第1項4号違反があるとき等に、原子炉施設の使用の停止等を命ずることができると定めている。

この点、高速増殖炉もんじゅの周辺住民が提起した原子炉設置許可処分無効確認等訴訟において、最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571ページ(以下「もんじゅ最高裁判決」という。)は、平成24年法律第47号による改正前の原子炉等規制法(従前、略語を「原子炉等規制法」としていたところ、改正原子炉等規制法と区別するため、以下、「平成24年改正前原子炉等規制法」という。)24条1項3号、4号の趣

旨を検討した上、「右各号（引用者注：平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的部分に限る）及び4号）は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故（引用者注：重大な原子炉事故）等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。」と判示し、設置許可基準について定める平成24年改正前原子炉等規制法24条1項4号等は、周辺住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としてもこれを保護しているものと解した上、高速増殖炉もんじゅから約29キロメートルないし約58キロメートルの範囲内の地域に居住している住民について原告適格を認めた。

このように、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項4号に規定する「災害」とは、放射性物質等が原子炉の外部に放出されることにより、周辺住民等の生命、身体に対し重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなどの深刻な事態を引き起こすことを意味すると解され、もんじゅ最高裁判決は、このような原子炉設置許可処分の根拠法規の解釈により、原子炉の事故等がもたらす災害により「その生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受ける」ことが想定される者を、当該処分により自己の法律上保護された利益を必然的に侵害されるおそれのある者として原告適格を認めたものである。そして、炉心融解等の重大な原子炉事故を想定した場合には、原子炉から放出される放射性物質により何らかの健康被害を受けるおそれがある者は、広範囲に及ぶことが推測される。

しかしながら、原子炉施設の周辺に居住する者と原子炉施設から何百キロメートルも離れた場所に居住する者とは、健康被害の内容に明らかに差異があり、この差異は質的に異なるものとみるべきであって、かかる理は、平成24年改正の前後を問わず、また、改正原子炉等規制法43条の3の23

第1項の解釈においても同様であるものと解される。

- (3) 以下では、原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判例を概観するが、原告らとこれらの裁判例によって原告適格が認められた者とを比較すると、原告らの中に、本件各原子炉施設に対する使用停止命令を発令しないことにより起こり得る災害等によって直接的かつ重大な被害を被ることが想定される範囲の地域に居住しているといえるかどうか、必ずしも明らかではない者がいるといわざるを得ない。

ア 東海第二原子力発電所訴訟

東海第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消訴訟に関する東京高等裁判所平成13年7月4日判決・判例時報1754号35ページは、原告のうち1名について、「本件原子炉施設から100キロメートル余もの遠隔地である栃木県足利市内の住所に居住するに至ったことが認められるから、現時点においては、もはや本件原子炉施設における事故等をもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される地域内に居住する者には該当しないこととなったというべきである。」と判示して原告適格を否定した。

イ 六ヶ所ウラン濃縮工場訴訟、同低レベル放射性廃棄物貯蔵センター訴訟

六ヶ所ウラン濃縮工場の核燃料物質加工事業許可処分無効確認・取消請求控訴事件に係る仙台高等裁判所平成18年5月9日判決（裁判所ホームページ）及び同低レベル放射性廃棄物貯蔵センター廃棄物埋設事業許可処分取消請求控訴事件に係る仙台高等裁判所平成20年1月22日判決（同上）については、これらの施設において想定される事故態様と本件各原子炉施設のような発電用原子炉施設において想定される事故態様とはおのずから異なるものであり、本件訴訟において原告適格の範囲を画する上で直接参考になるものではないが、これらの裁判例においては、いずれも、もんじゅ最高裁判決と同様の判断枠組みを採用して、「本件施設において想

定される事故によって直接的かつ重大な被害を受けることが想定されるのは、最大でも本件施設から20キロメートル前後の範囲内に居住する住民に限られる」として、施設から20キロメートル前後の範囲内に居住している者についてのみ原告適格を認め、その余の者の原告適格を否定した。

ウ 柏崎刈羽原子力発電所1号炉訴訟

柏崎刈羽原子力発電所1号炉に係る原子炉設置許可処分取消訴訟の一審訴訟である新潟地方裁判所6年3月24日判決・判例タイムズ843号60ページは、1号炉（出力約110万キロワット・沸騰水型軽水炉）のある原子力発電所の敷地境界から約0.5キロメートルないし約96キロメートルの範囲内に居住する者について、原告適格が認められることを前提に、審理、判決をした。

エ 小括

本件各原子炉は、いずれも出力約118万キロワットの加圧水型原子炉であり、原告らは、本件各原子炉施設から約16.9キロメートルないし約202.8キロメートルの範囲内に居住する者とされているところ（甲第33号証）、これらの裁判例に照らしても、原告らの中には、本件各原子炉施設から相当遠隔地に居住する者がいるというべきである。

- (4) 以上に加え、訴訟要件についての立証責任は原告が負うというべきであるから、原告らは、本件各原子炉施設に対する使用停止命令を発令しないことにより起こり得る災害等によって、その生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けることが想定される地域に居住すると認められることを、具体的に立証すべきである。

なお、原告らは、本件シミュレーションを根拠にして、原告らに原告適格が認められる旨主張するが、被告第2準備書面第3（16ないし29ページ）において述べたとおり、そもそも本件シミュレーションは、本件各原子炉施設において放射線拡散事象等が生じた場合に原告らが被る健康被害等の影響

の程度を推し量る資料とはなり得ないものであり、失当である。

第3 訴え変更後の請求原因に対する認否

1 「第1 法の改正と安全審査のための基準」について

(1) 「1 新原子炉等規制法の規定」(2及び3ページ)について

認める。ただし、改正原子炉等規制法43条の3の23の要約が不正確である。

(2) 「2 旧原子炉等規制法」(3ページ)について

ア 第1段落及び第2段落について

認める。

イ 第3段落(「原子力安全委員会は」以下)について

(7) 第1文について

認める。ただし、「これらの安全性に対する審査」に、技術基準適合性が含まれているとすれば、否認ないし争う。

安全設計審査指針、耐震設計審査指針及び安全評価審査指針等は、基本的には、原子炉設置許可処分に係る安全審査において用いられるものであり、技術基準とは別個のものである。技術基準そのものは、省令62号で定められていた。

(1) 第2文について

認める。ただし、括弧内にある「技術基準適合命令、電気事業法40条」は、事業用電気工作物が技術基準に適合しない状態を是正するためのものであり、設置許可処分時の安全審査の際に用いられるものではないから(答弁書第2の4(2)・17ページ以下参照)、設置許可処分時の安全審査の根拠としてこれを引用するのであれば、争う。

(3) 「3 本件訴訟における立証責任の確認(伊方原発訴訟判決(最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174頁)における立

証責任の分配)」(3及び4ページ)について

ア 第1段落について

認める。

イ 第2段落及び第3段落について

争う。

ウ 第4段落(「上記判決は」以下)について

認める。

ただし、「安全審査の基準として用いた(中略)基準については、改正原子炉等規制法のもとでは(中略)技術基準規則などが対応する」とあるが、改正原子炉等規制法施行後に策定された技術基準規則は、電気事業法39条1項に基づいて定められた省令62号に対応するものであって、安全設計審査指針等の指針類に対応するものではない。

エ 第5段落(「すなわち被告は」以下)について

争う。

2 「第2 設置許可基準規則第4条違反(地震による損傷防止)」について

(1) 「1」(4及び5ページ)について

ア 第1段落について

認める。

イ 第2段落(「そして耐震重要度分類」以下)について

「この数字そのものは、原子炉等規制法の改正の後も基本的に変更はないはずである。」との点は、現在、本件各原子炉施設については、関西電力からの設置変更許可申請等に対する審査中であり、認否を留保し、その余は認める。

(2) 「2」(5ないし9ページ)について

ア 「(1) 審査ガイドの不確かさの考慮の要求」について

(7) 第1段落について

方が採られていることは認める。

(イ) 第2段落（「アスペリティには」以下）について

a 第1文について

否認する。

震源断層面には、アスペリティとそれ以外の背景領域があるとされているところ、背景領域部分にもゆがみが蓄積されていると考えられている。

b 第2文について

推本レシピ等において、理論上、特定の条件下で同様の考え方が採られていることは認める。

(ウ) 第3段落（「そして短周期の」以下）について

否認する。応力降下量のみならず多数の要素に基づいて地震加速度の評価を行うものであることから、特定の要素の数値の大小のみによって地震加速度の大小が決まるものではない。

ウ 「(3) 断層モデルを用いた手法による地震動の評価に伴う不確かさ」について

(ア) 第1段落及び第2段落について

認める。

(イ) 第3段落（「重要なのは」以下）について

関西電力が、F_o-A～F_o-Bの二連動の場合の断層面積を494.2平方キロメートル、地震モーメントを 1.36×10^{19} と計算していること、上記二断層に熊川断層を加えた断層の三連動の場合の断層面積

を887.6平方キロメートル、地震モーメント^{*1}を 4.38×10^{19} と計算していることは認めるが、その余は否認する。

甲第46号証3枚目の図1にある緑色の上下2本の実線は、「実測値のばらつきの範囲」を示したのではなく、同図右側部分に「factor of 2 and 0.5」と記載されているように、単に平均に対する2倍と1/2倍を図示している線にすぎない(同号証4枚目の図3説明部分参照)。

(ウ) 第4段落(「つまり、現実の」以下)について

否認する。

上記(イ)で述べたとおり、原告らの主張はその前提を誤っている。

(エ) 第5段落(「もう一つの」以下)について

認める。

(オ) 第6段落(「この比γasp」以下)について

否認する。

上記(イ)で述べたとおり、原告らの主張はその前提を誤っている。

(カ) 第7段落(「一般にアスペリティ面積」以下)について

a 第1文について

否認する。上記イ(ウ)で述べたとおり、地震加速度は、特定の要素のみの数値の大小のみによって決まるものではない。

b 第2文について

*1 地震モーメントとは、地震の規模を表す指標の1つであり、地震を起こす断層の破壊エネルギーを、断層の媒質(破壊力、地震波等の物理的作用が他へ伝わる際の媒介となる物質)の剛性率(弾性係数の1つで、物体のずれ・ねじれに対する抵抗の大きさを表す定数)、断層の平均すべり量、断層面積の大きさから算定したもの。単位は[Nm](ニュートン・メートル)である。

認める。

(キ) 第8段落（「このことから」以下）について

否認ないし争う。

(ク) 第9段落（「この断層面積S」以下）について

「応力降下量」とあるのを、「アスペリティの応力降下量」と解した上で、推本レシピ等において、理論上、特定の条件下で同様の考え方が採られていることは認める。

(ケ) 第10段落（「上記のように」以下）について

a 第1文について

認める。

b 第2文について

否認ないし争う。

「統計的グリーン関数法」*2によっても、地震加速度は地震モーメントに常に比例するものではない。また、「周期が0.3秒程度以下では γ_{asp} の1/3乗に反比例する」との主張については、その具体的な根拠が明らかではなく認否できない。

(コ) 第11段落（「その結果」以下）について

否認する。上記(イ)で述べたとおり、原告らの主張はその前提を誤っ

*2 まれにしか起こらない大きな地震についての地震動評価を行うために、地震の波形を合成する手法の一つ。大きな地震を起こす断層を小さな断層に分割し、そこで起こる小地震の波形を足し合わせることで、大きな地震波形を推計する。推計の基となる小地震の波形について、実際に起こった地震の記録がない場合に、理論計算に基づいて同波形を作成する方法を「統計的グリーン関数法」という。一方、断層周辺で実際に起こった小地震の記録を基に作成する方法を「経験的グリーン関数法」という。

ている。

(4) 第12段落（「他のパラメータ」以下）について

a 第1文について

否認する。上記イ(ウ)で述べたとおり，地震加速度は，特定の要素のみの数値の大小のみによって決まるものではない。また，上記(イ)で述べたとおり，原告らの主張はその前提を誤っている。

b 第2文について

本件各原子炉施設が，設置許可基準規則に適合しているか否かについては，現在，関西電力からの設置変更許可申請等に対する審査中であり，認否を留保する。

(5) 第13段落（「この一点のみをもってしても」以下）について

争う。

3 「第3 制御棒挿入性」について

(1) 「1 従前の基準等」（9ないし11ページ）について

ア 「(1) 安全設計審査指針等」について

(ア) 第1段落について

a 第1文について

認める。

b 第2文について

否認する。

本件各原子炉の原子炉設置許可処分時における安全評価上の設定時間とされた「2.2秒」は，運転時の異常な過渡変化及び事故時において許容設計限界を超えることなく臨界未満で炉心を停止し，これを維持することができるかの安全評価のために設定された「解析条件」であって（被告第1準備書面18ページ18行目ないし19ページ14行目参照。乙第4号証2ページ及び乙第20号証），「停止能力」

そのものを示すものではない。

(イ) 第2段落(「この停止能力は」以下)について

新耐震設計審査指針において、地震力に対する安全機能が損なわれることのないように設計することが基本方針として規定されていたことは認め、その余は否認する。

上記(ア) bのとおり、「2.2秒」はあくまでも本件各原子炉設置許可処分において運転時の異常な過渡変化及び事故時における安全評価のための「解析条件」にすぎず、地震時における安全評価のための「解析条件」として設定されたものではない。

イ 「(2) 省令62号」について

(ア) 第1段落及び第2段落について

認める。

(イ) 第3段落(「22条は」以下)について

a 第1文について

「燃料許容限界」とあるのを、「燃料許容損傷限界」と解した上で認める。

b 第2文について

認める。

ただし、制御棒挿入に関連する機器のうち、同機器に信号を送る機器は、安全保護装置(省令62号2条8号ハ参照)に含まれ、原子炉停止系とされていない。

(ウ) 第4段落及び第5段落(「24条は」以下)について

認める。

(エ) 第6段落(「旧耐震設計審査指針を」以下)について

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」(甲第56号証。以下「省令62号の解釈」という。)に同様の記載が

あることは認める。

ウ 「(3) 被告自身も制御棒挿入時間 2. 2 秒を『技術基準適合性』の判断基準と認める」について

(7) 第 1 段落及び第 2 段落について

認める。

(4) 第 3 段落（「即ち、被告は」以下）について

否認ないし争う。

(2) 「2 法改正後（制御棒挿入性 2. 2 秒の評価基準値は法改正後も維持）」（11 及び 12 ページ）について

ア 第 1 段落及び第 2 段落について

認める。

イ 第 3 段落（「また技術基準規則」以下）について

設置許可基準規則 4 条 3 項と技術基準規則 5 条 2 項に類似した表現があることは認めるが、改正原子炉等規制法においても、段階的安全規制（被告答弁書第 2 の 2（5 ないし 13 ページ）及び被告第 1 準備書面第 2 の 2（1）イ（8 及び 9 ページ））は維持されており、設置許可基準規則は原子炉設置許可の基準の 1 つである「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないもの」として定められた規則であるのに対し、技術基準規則は、工事の計画の認可基準の 1 つ、使用前検査の合格基準の 1 つ等として定められた規則であるから、両者は異なる。

ウ 第 4 段落（「なお制御棒挿入性の」以下）について

認める。

エ 第 5 段落（「したがって」以下）について

否認ないし争う。

(3) 「3 安全性の基準であること」（12 及び 13 ページ）について

ア 第1段落について

(7) 第1文について

認める。

(イ) 第2文について

認否の限りでない。

イ 第2段落（「上記のように」以下）について

一般論として、地震が原子炉施設に大きな力を及ぼすことは認めるが、その根拠として、設置許可基準規則における基準地震動による地震力の定義を挙げるのは適切ではない。

ウ 第3段落（設置許可基準規則第4条第1項は」以下）について

(7) 第1文及び第2文について

認める。

(イ) 第3文について

否認ないし争う。

エ 第4段落（「耐震設計においては」以下）について

「耐震設計においては一定の地震動を策定し、それ以下の強度の地震力に対して設備配管類は健全性を保つことが求められる」とある点、及び、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会・国会事故調報告書（以下、単に「国会事故調報告書」という。）において、地震力で設備配管類が破損した可能性がある旨の記載があることは、認める。

その余は否認ないし争う。

オ 第5段落（「設備配管類の」以下）について

(7) 第1文について

「設備配管類の経年劣化」を考慮する必要があることは認めるが、「その他の事由」については、その具体的内容が不明であるため認否できない。

なお、発電用原子炉施設の経年劣化対策としては、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則82条（改正前は11条の2。）において、経年劣化に関する技術的な評価を行っている。

(イ) 第2文について

認める。

カ 第6段落（「福島原発事故のとき」以下）について

(ア) 第1文について

福島第一発電所事故に際し、同発電所2号機、3号機及び5号機の原子炉建屋基礎版上に設置の地震計に記録された東西方向の観測最大加速度が、基準地震動 S_s に対する最大応答加速度を超過したということは認めるが、その余は具体的事実の指摘がなく認否できない。

(イ) 第2文について

一般論として認める。

キ 第7段落及び第8段落（「また地震以外の」以下）について

一般論として、運転時の異常な過渡変化が発生する可能性があること、原子力災害が広範囲かつ長期間の影響を及ぼし得ることは認める。

第8段落第2文については、「安全性の基準」が具体的に意味するところが不明であるため認否できない。

(4) 「4 訴外関電は設置許可基準規則のもとで不確かさの考慮を行っていない」（13及び14ページ）について

ア 第1段落について

a 第1文及び第2文について

関西電力が、本件各原子炉について、地震動の評価過程に伴う不確かさを考慮しているか否かについては、現在、設置変更許可申請等に対する審査中であるため、認否を留保する。

b 第3文ないし第5文について

否認ないし争う。

イ 第2段落（「そうであれば」以下）について
争う。

4 「第4 F-6 破碎帯は活断層でないとの判断は出ていない。」について

(1) 「1 はじめに」（14ページ）について

認否の限りではない。

(2) 「2 判断基準」（14ないし19ページ）について

ア 「(1) 改正前」について

認める。

イ 「(2) 改正後」について

(7) 「ア 耐震重要施設の地盤について」について

a 「(7)」について

(a) 第1段落について

4行目に「一層厳しい表現になっている」とある点については評価にわたるものであるため認否の限りではないが、その余は認める。

ただし、5行目に「設置許可基準規則別記」とあるのは、「設置許可基準規則の解釈別記」が正しい。

(b) 第2段落（「前記規則3条の」以下）について

認める。ただし、ゴシック体部分3行目に「設ける』』とあるのは、「設け』る」が正しい。

b 「(イ)」について

(a) 第1段落について

認める。

(b) 第2段落（「すなわち」以下）について

「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」

（甲第60号証）において、活断層の評価に当たって、「安全側の

判断が行われていることを確認する」と記載があることは認めるが「強調している」とする点は評価にわたるものであるため認否の限りではない。

(c) 第3段落（「さらに、甲60」以下）について

1行目及び2行目に「これまで以上に明確な」とある点については評価にわたるものであるため認否の限りでないが、その余は認める。

(イ) 「イ 『耐震設計上考慮する活断層』から『将来活動する可能性のある断層等』へ」について

a 「(7)」について

(a) 第1文について

認める。ただし、耐震設計審査指針（乙第2号証）において、「耐震設計上考慮する活断層」と定義していたのを、「将来活動する可能性のある断層等」と定義したのは、「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」（甲第60号証）ではなく、設置許可基準規則の解釈別記1の第3条の3（甲第43号証120ページ）である。

(b) 第2文（aないしdの記載を含む。）について

原告らの評価にわたる部分は認否の限りでないが、その余は認める。

b 「(ウ)」について（なお、正しくは「(イ)」と思われる。）

(a) 第1段落及び第2段落について

第2段落3行目に「厳しい」とある点については評価にわたるものであるため認否の限りでないが、その余は認める。

(b) 第3段落及び第4段落（「この、『否定する』以下）について

伊方最高裁判決において、原告ら引用に係る判示がされているこ

とは認め、その余は争う。

(ウ) 「ウ 小括」について

設置許可基準規則3条3項において、「耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない」と規定されていることは認め、その余は争う。

(3) 「3 有識者会合の議論内容からすれば、F-6 破碎帯は『将来活動する可能性のある断層等』であることを否定できないこと」(19ないし37ページ)について

ア 「(1) 問題点の所在」について

(7) 第1段落について

「有識者会合として、F-6 破碎帯が(中略)に達したかのような」という点は評価にわたるものであり認否の限りではないが、その余は認める。

(イ) 第2段落(「しかし」以下)について

F-6 破碎帯が「将来活動する可能性のある断層等」に該当するか否かは、現在、関西電力からの設置変更許可申請等に対する審査中であるため、認否を留保する。

(ウ) 第3段落(「以下では」以下)について

認否の限りではない。

イ 「(2) 8月19日の第5回評価会合」について

(7) 柱書き部分について

認める。

(イ) 「ア 南側トレンチで見つかった破碎帯と、山頂トレンチで見つかった破碎帯は同じF-6として評価できるのか(以下略)」について

a 第1段落について

認める。

ただし、関西電力は、F-6 破砕帯について、「南側トレンチ付近」を始点としているのではなく、南側トレンチ付近のさらに南方までを含めて評価している（甲第63号証75，76ページ参照）

b 第2段落及び第3段落（「しかし」以下）について

認める。

c 第4段落（「訴外関電は」以下）について

第1文は否認する。関西電力は、平成25年8月19日、原子力規制委員会における大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合（以下「大飯破砕帯有識者会合」という。）の第5回評価会合において、文献調査に基づき、F-6 破砕帯のおおむねの活動時期について説明している（乙第37号証「大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合 第5回評価会合 議事録」10及び11ページ，甲第63号証76ページ参照）。その余は認める。

d 第5段落（「このように」以下）について

(a) 第1文について

否認する。上記cのとおり、関西電力は、文献調査に基づき、F-6 破砕帯のおおむねの活動時期について説明している。

(b) 第2文について

F-6 破砕帯が「将来活動する可能性のある断層等」に該当するか否かは、現在、関西電力からの設置変更許可申請等に対する審査中であるため、認否を留保する。

(c) 第3文について

「この山頂トレンチは、既に山頂部の岩盤が10m以上削られていた」ことについては、不知。

「破砕帯の上に地層は存在しない。」とあるのを、「山頂トレンチには、破砕帯上部の地層に変位を与えているかどうかによって破

砕帯の活動時期を特定するに足る地層が存在しない」という趣旨であると解した上で認める。

(d) 第4文について

否認する。破砕帯の活動時期の特定方法としては、破砕帯上部の地層に変位を与えているかどうかを確認する方法のほか、地層に含まれる土壌、岩石の成分による方法、条線の比較による方法等が存在する。

(e) 第5文について

認める。

(f) 第6文について

争う。

(g) 第7文について

「後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合」には、設置許可基準規則の解釈の別記1の3項（規則3条3項関係）に従って判断するべきであるという趣旨であると解した上で認める。

c 第6段落（「新基準では」以下）について

認める。

d 第7段落（「すなわち」以下）について

F-6破砕帯が「将来活動する可能性のある断層等」に該当するかどうかは、現在、関西電力からの設置変更許可申請等に対する審査中であるため、認否を留保する。

(ウ) 「イ F-6の連続性について—南側トレンチの東端で見つかった破砕帯がF-6なのか?—」について

a 第1段落ないし第3段落について

認める。

b 第4段落（「このように」以下）について

否認ないし争う。

c 第5段落（「以上のように」以下）について

認める。

(I) 「ウ 訴外関電が従来F-6としていたものと、『新たなF-6』は、走行や傾斜などが全く異なったものになっている。（以下略）」について

a 第1段落及び第2段落について

認める。

b 第3段落（「このように」以下）について

否認ないし争う。関西電力は、平成25年9月2日に開催された大飯破碎帯有識者会合の第6回評価会合において、過去の評価との整合性について説明している（乙第38号証「大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合 第6回評価会合 議事録」14ないし17ページ）。

(オ) 「エ 第5回評価会合では、訴外関電の主張は認められず、継続審議となった。」について

a 第1段落について

「異例」であるとの点については評価にわたるものであり認否の限りではないが、その余は認める。

b 第2段落（「以上のように」以下）について

関西電力が、地表長さ300メートルのトレンチを掘るよう求められたのに対し、地表長さ70メートルのトレンチを掘ったことは認め、その余は争う。

ウ 「(3) 9月2日の第6回評価会合 『活断層ではない』との証拠は不十分にもかかわらず、強引に審議を幕引き」について

(7) 柱書き部分について

- a 第1段落について
 - (a) 第1文及び第3文について
認める。
 - (b) 第2文及び第4文について
否認ないし争う。
 - b 第2段落（「しかし」以下）について
島崎委員長代理が、平成25年9月2日に開催された大飯破砕帯有識者会合の第6回評価会合において、「一定の方向性が出たと思えます。」と述べたことは認め、その余は争う。
 - c 第3段落（「第6回」以下）について
認否の限りではない。
- (イ) 「ア 山頂トレンチ破砕帯の活動時期が古いとしながら、関電自ら証拠が不十分なことを認める。」について
- a 第1段落について
認める。
 - b 第2段落（「これに対して訴外関電は」以下）について
 - (a) 第1文について
関西電力が山頂トレンチ内破砕帯の活動時期について、証拠不十分であることを認めているとの点は否認し、その余は認める。
 - (b) 第2文について
重松委員が、大飯破砕帯有識者会合の第6回評価会合において、「一応結論から言ってしまうと、ハー2に関する評価というのは、関西電力の評価で概ねいいのかな」と述べたことは認め、その余は否認ないし争う。
 - c 第3段落（「山頂トレンチの」以下）について
 - (a) 第1文について

「山頂トレンチの破砕帯の上に地層はなく」とあるのを、「山頂トレンチには、破砕帯上部の地層に変位を与えているかどうかによって破砕帯の活動時期を特定するに足る地層が存在しない」という趣旨であると解した上で認める。なお、前記4(3)イ(イ)d(d)(26ページ)で述べたとおり、上部に地層が存在しない場合に、断層、破砕帯等の活動年代を特定できないわけではない。

(b) 第2文について

否認ないし争う。設置許可基準規則の解釈別記1の第3条3項において、「将来活動する可能性のある断層等」の認定に当たって、「後期更新世(約12～13万年前)の地形面又は地層が欠如する等、後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には、中期更新世以降(約40万年前以降)まで遡って地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討した上で活動性を評価すること。なお、活動性の評価に当たって、設置面での確認が困難な場合には、当該断層の延長部で確認される断層等の性状等により、安全側に判断すること。」と規定されており、原告らが主張するように、「極めて軟弱な破砕帯」であるとの「性状等」によって判断するものではない。

山頂トレンチ内破砕帯の性状については、現在、関西電力からの設置変更許可申請等に対する審査中であるため、認否を留保する。

(c) 第3文について

争う。

(ウ) 「イ F-6破砕帯の連続性について、引き続き複数の委員から疑問が出された」について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落（「ボーリングデータを」以下）について

(a) 第1文について

争う。

(b) 第2文について

認める。

(c) 第3文について

島崎委員長代理が、平成24年11月7日に開催された大飯破碎帯有識者会合の第2回評価会合において、関西電力に対し、南側トレンチとして地表長さ300メートル掘削するよう求めたこと、それを踏まえ、関西電力が地表長さ70メートルのトレンチを掘削したことは認め、その余は否認ないし争う。

(d) 第4文について

争う。

(e) 第5文について

認める。

(f) 第6文について

島崎委員長代理が、平成25年9月2日に開催された大飯破碎帯有識者会合の第6回評価会合において、「一定の方向性が出た」旨述べたことは認めるが、「強引に」とあるのは評価にわたるものであり認否の限りではない。

(g) 第7文について

大飯破碎帯有識者会合の第6回評価会合において、F-6破碎帯の連続性の評価について、結論に至っていないことは認め、その余は否認ないし争う。

(I) 「ウ 『従来のF-6』と『新たなF-6』の整合性について関電は説明せず」について

a 第1段落について

(a) 第1文について

認める。

(b) 第2文ないし第4文について

否認ないし争う。関西電力は、大飯破碎帯有識者会合の第6回評価会合において、F-6破碎帯の変更について説明している（乙第38号証14ないし17ページ）。

b 第2段落（「このように」以下）について

争う。

c 第3段落（「さらに、敷地内破碎帯」以下）について

原告らが指摘する事項が議論されていないことは認める。

ただし、当該事項は、そもそも、大飯破碎帯有識者会合の評価会合において議題として予定されていたものではない。

d 第4段落（「以上のように」以下）について

(a) 第1文について

否認ないし争う。

(b) 第2文について

おおむね認めるが、「トーンダウン」との評価については争う。

(c) 第3文ないし第5文について

否認ないし争う。

(d) 第6文について

「9月中旬に」とある点は否認し、その余は認める。

平成25年11月15日に行われた大飯破碎帯有識者会合の第7回評価会合において、大飯破碎帯有識者会合の評価の取りまとめ案として「関西電力株式会社 大飯発電所の敷地内破碎帯の評価について（案）」（乙第39号証。以下「評価書案」という。）が示され

た。

e 第5段落（「翌日の新聞では」以下）について

(a) 第1文及び第2文について

「委員全員が一致」との点は不知であるが、その余は認める。

(b) 第3文について

争う。

f 第6段落（「第6回評価会合」以下）について

争う。

エ 「(4) 9月5日の第21回規制委員会本会合で、F-6破碎帯に関する規制委員会の見解が出ていないにもかかわらず、議題にものせず、口頭で、大飯原発の再稼働審査を開始することを決定」について

(ア) 「ア 9月5日の第21回規制委員会」について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落（「しかし」以下）について

認める。

ただし、「大飯原発の再稼働審査を…」とあるのは、「大飯発電所3, 4号機の設置変更許可申請等に対する審査を…」が正しい。

c 第3段落（「そもそも」以下）について

(a) 第1文について

認める。

ただし、「再稼働審査」とあるのは、「設置変更許可申請等に対する審査」が正しい。

(b) 第2文について

否認する。

平成25年11月15日に行われた大飯破碎帯有識者会合の第7

回評価会合において、大飯破碎帯有識者会合における評価の取りまとめ案として評価書案（乙第39号証）が示された。

(c) 第3文について

認める。ただし、評価書案を取りまとめるのは、原子力規制委員会ではなく、大飯破碎帯有識者会合であって、その後、同評価書案を原子力規制委員会において了承する予定である。

(d) 第4文ないし第6文について

否認ないし争う。

(イ) 「イ 9月5日の田中委員長記者会見」について

「笑ってお茶を濁すだけだった」との点は評価にわたるものであり認否の限りではなく、その余は認める。

なお、「再稼働審査」とあるのは、いずれも「設置変更許可申請等に対する審査」が正しい。

オ 「(5) まとめ」について

(7) 第1段落について

争う。

(イ) 第2段落（「訴外関電は」以下）について

a 第1文について

認める。

b 第2文について

争う。

c 第3文について

「F-6破碎帯はたとえば南側トレンチの西側に存在する可能性も指摘されている」ことは認める。

大飯破碎帯有識者会合におけるF-6破碎帯の連続性、活動性の評価については、現在、関西電力からの設置変更許可申請等に対する審

査中であり、認否を留保する。

d 第4文について

F-6 破砕帯の評価については、現在、関西電力からの設置変更許可申請等に対する審査中であり、認否を留保する。

(ウ) 第3段落（「設置許可基準規則上」以下）について

設置許可基準規則3条3項において、耐震重要施設は、変位が生ずるおそれのない地盤に設けなければならないと規定されていることは認め、その余は争う。なお、「当該発電用原子炉」とあるのは「当該発電用原子炉施設」が正しい。

(イ) 第4段落（「本件では」以下）について

F-6 破砕帯の評価については、現在、関西電力からの設置変更許可申請等に対する審査中であり、認否を留保する。

5 「第5 大飯3・4号機は津波に関する設置許可基準・維持基準を満たしていない」について

(1) 「1 はじめに」（37ページ）について

認否の限りではない。

(2) 「2 津波に関する基準」（37ないし41ページ）について

ア 「(1) 設置許可基準規則・技術基準規則」について

認める。

イ 「(2) 審査ガイド」について

(ア) 第1段落ないし第3段落について

認める。

(イ) 第4段落（「そして」以下）について

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド（甲第75号証）において「本ガイドは、発電用軽水型原子炉施設の設置許可段階の基準津波策定に係る審査において、（中略）並びに実用発電用原子炉及びその附

属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））の趣旨を十分踏まえ、基準津波策定の妥当性を厳格に確認するために活用することを目的とする。」と規定されていることは認め、その余は否認しないし争う。

ウ 「(3) 小括」について

(ア) 第1文について

設置許可基準規則に関する内容と解した上で、認める。

(イ) 第2文について

前述の第1文を設置許可基準規則に関する内容と解した上で、「技術基準規則違反になる」という点は争い、その余は認める。

(3) 「3 訴外関電の行っている津波評価は不十分である」（41ないし47ページ）について

ア 「(1) 訴外関電の津波評価の概要」について

認める。

イ 「(2) 訴外関電の津波評価の不十分さ」について

(ア) 「ア 概要」について

a 第1段落について

認める。

ただし、「大飯3・4号機の新基準適合性審査は、F-6破碎帯にかかる調査の結果を踏まえてから行う」という表現は不正確である。本件各原子炉施設については、敷地内破碎帯評価に関して、原子力規制委員会として一定の見解を取りまとめた後、審査を進めることを原則としていた（甲第73号証）。

b 第2段落（「しかし」以下）について

認める。

c 第3段落（「また、訴外関電は」以下）について

関西電力に関する別件訴訟に係る内容であり、認否の限りでない。

(イ) 「イ 福井県シミュレーションを十分に考慮せず」について

a 「(7)」について

(a) 第1段落について

「大きな津波を予測している。」については評価にわたるものであり認否の限りではないが、その余は認める。

(b) 第2段落（「なお、この福井県の」以下）について

福井県のシミュレーションについて、「日本地震学会（中略）の発表（中略）と整合しており信用できる。」との点は否認ないし争う。原告らが指摘する論文の発表者は、「海岸での津波の高さを正確に推定したわけではない。」としている（甲第79号証）。

b 「(イ)」について

(a) 第1段落について

認める。

(b) 第2段落（「そして、平成25年8月14日」以下）について

認める。

ただし、関西電力の仮定によると、関西電力高浜発電所3、4号機海水ポンプ室前面における津波高は、T. P.（注：高さの基準となる東京湾平均海面のこと。）+3.73メートルであって、従前の想定（T. P. +2.60メートル）を上回るのは1.13メートルである。

(c) 第3段落（「しかも、この日の」以下）について

原子力規制庁小林勝安全規制管理官の発言内容は認め、その余は原告らの推測に基づく意見であり認否の限りではない。

(d) 第4段落（「そして、平成25年8月28日」以下）について

認める。

ただし、関西電力は、平成25年8月28日に行われた第14回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において、若狭海丘列付近断層と海底地すべり（エリアA）の組み合わせた場合の取水口前面における津波について、T. P. 「+4.02」と計算しているが、同津波を基準津波として選定していない。

c 「(ウ)」について

津波評価については、現在、関西電力からの設置変更許可申請等に対する審査中であり、認否を留保する。

(ウ) 「ウ 歴史地震の考慮・堆積物調査」について

a 「(7) 天正地震津波に関する調査」について

(a) 第1段落及び第2段落について

認める。

(b) 第3段落（「甲86において」以下）について

認める。

(c) 第4段落（「そして、訴外関電らは」以下）について

① 第1文について

認める。

② 第2文について

「批判」とある点については評価にわたるものであり認否の限りではないが、その余は認める。

③ 第3文について

認める。

b 「(イ) 原子力安全・保安院の見解は追加調査に主眼が置かれたものである」について

「追加調査に主眼が置かれた」は評価にわたるものであり認否の限

りではないが、その余は認める。

c 「(ウ) 追加調査によって、猪ヶ池で津波が成因の可能性のある砂層が確認」について

(a) 第1段落について

① 第1文について

認める。

② 第2文について

認める。

(b) 第2段落（「追加調査の結果のうち」以下）について

認める。

(c) 第3段落（「上記のうち」以下）について

① 第1文について

認める。

② 第2文について

複数の委員から、訴え変更申立書記載の意見が述べられたことは認め、その余は争う。

(d) 第4段落（「岡村行信委員は」以下）について

認める。

(e) 第5段落（「これらの批判の」以下）について

本件各原子炉施設における津波評価については、現在、関西電力からの設置変更許可申請等に対する審査中であり、認否を留保する。

d 「(イ) 猪ヶ池で確認された砂層は軽視できない」について

(a) 第1段落について

① 第1文について

「重要な」とある点は、評価にわたるものであり認否の限りではないが、その余は認める。

② 第2文について

地震・津波に関する意見聴取会委員山本博文の発言があったことは認め、その余は争う。

(b) 第2段落（「前述のように」以下）について

否認ないし争う。

(c) 第3段落（「訴外関電の」以下）について

本件各原子炉施設における津波評価については、現在、関西電力からの設置変更許可申請等に対する審査中であり、認否を留保する。

e 「(オ) 丹後地方の津波については未検討」について

認める。

(4) 「4 まとめ」（47ページ）について

ア 第1段落、第2段落について、本件各原子炉施設における津波評価については、現在、関西電力からの設置変更許可申請等に対する審査中であり、認否を留保する。

イ 第3段落については争う。

6 「第6 義務付け訴訟」（47ないし49ページ）について

争う。

第4 被告の今後の主張予定

原告らは、本件各原子炉施設について、耐震性につき設置許可基準規則4条1項及び2項違反、制御棒挿入性につき同規則4条3項違反、地盤（活断層性）につき同規則3条3項違反、耐津波性につき同規則5条及び技術基準規則6条違反を主張して、被告に対し、原子力規制委員会が関西電力に対して、改正原子炉等規制法43条の3の23第1項に基づき、本件各原子炉施設の使用停止命令をすることの義務付けを求めている。

改正原子炉等規制法43条の3の23第1項は、原子力規制委員会は、発電

用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が同法43条の3の6第1項4号の基準に適合していないと認めるとき、又は、発電用原子炉施設が同法43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるとき等は、その発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる」と規定している。同法43条の3の6第1項4号は、発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則（設置許可基準規則）で定める基準に適合することを発電用原子炉の設置許可基準として規定し、同法43条の3の14は、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を原子力規制委員会規則（技術基準規則）で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならないことを規定しているから、本件訴訟における本案の争点は、本件各原子炉施設の設置許可基準規則及び技術基準規則に対する適合性になるものと考えられる。

原子力規制委員会は、本件各原子炉施設について、上記設置許可基準規則及び技術基準規則に適合するか否かを確認する必要があるところ、その具体的な手続としては、原子炉設置者である関西電力からの設置変更許可申請（同法43条の3の8）、工事計画認可申請（同法43条の3の9）に対する審査、使用前検査（同法43条の3の11）、施設定期検査（同法43条の3の15）等により行われる。現に、関西電力は、本件各原子炉施設について、上記設置許可基準規則及び技術基準規則の施行日である平成25年7月8日付けで設置変更許可及び工事計画認可の各申請をしており、原子力規制委員会において審査中である。

このように、本案の争点である本件各原子炉施設の設置許可基準規則及び技術基準規則の適合性については、原子力規制委員会において正に審査中であるから、これが終了していない現時点において、この点について完結した主張を

することは困難であり、変更後の請求原因に対する認否も一部留保したところである。もとより、原子力規制委員会における審査等が全て終了しなければ何らの主張をもなし得ないということではないが、仮に上記の各争点について分断的に主張を重ねていくこととした場合、訴訟の進行上も合理的な進行とは考えられない上、被告の主張に対する正確な理解が得られないことも危惧される（なお、制御棒挿入性については、原告らから求釈明を受けているところであり、被告としてはこれに回答する必要性があると考えているが、回答と併せて完結的な主張をするという観点からすると、求釈明に対する回答のみでは同様の危惧がある。）。

他方、被告が本件各原子炉施設の設置許可基準規則及び技術基準規則の適合性を主張立証するについては、その前提として改正原子炉等規制法の改正経緯や上記規則を含めた新規制基準の概要等を主張する必要がある、このような主張が今後の個別の設置許可基準規則等への適合性の主張を理解するために有用であると考えられる。したがって、被告は、今後、改正原子炉等規制法の概要やこれを受けて制定された新規制基準の概要等について主張した後、原子力規制委員会における上記各申請に対する審査の状況を踏まえつつ、原告らの主張に対する反論及び求釈明に対する回答をする予定である。